

土地利用計画図

3案

分譲地完了後
敷地の端へ移設
(電柱径は最小の物とし、支線根開きも
4.0m→3.0mへ変更します。)

工事期間のみ仮移設

凡例	
02-00	現況地盤
00-00	計画地盤
—■—	1-8-8 274と53mm 半田引込管全20
—■—	開発区域
—○—	雨水管φ300以上 埋設管埋込φ150 以上、50m以上
—□—	汚水管φ300以上 埋設管埋込φ150 以上、50m以上
⋈	仕切井
■	埋設機
■	400×300×1.25 以上、150×1.25 以上、100×1.25
■	自由土定置機 土定置機、土定置機

※ 特記事項

- ※ 歩道縁石の両端：一戸建ての住宅
- ※ 汚水側にはインバートを設置する
- ※ 雨水側には高欄(13cm)を設置する
- ※ 道路内の排水管土被り(60cm未満)の箇所は鉄筋コンクリートで覆保護を行うが、地圧管を使用する
- ※ 管が交差する場合はウリアランスを10cm以上確保する
- ※ マンホールとの配管、90度の接続は可とう継手を使用する
- ※ 雨水側の勾配は1%以上とし、断面方向の接続位置は本管の中心線より上方とする
- ※ マンホールでの管と接続の開口土留の壁高(残り代)は内径側で10cm以上確保する
- ※ 手掘り土スグープを設置すること。調整リングによる調整は最大1000mmまで
- ※ 調整土の厚みによる調整は20mm～95mmの範囲とする
- ※ 本管との取付管間隔は1cm以上とする
- ※ 本管(汚水)への接続は、支管接合とする
- ※ 管内排水管土被りは20cm以上を確保する
- ※ 道路縁石設置の位置：深さが正確でない場合があるため、工事終了の際には調査、調整が必要とする
- ※ 排水管取付口は接続先排水管より上部に設置する
- ※ 管内の水が道路に流出しないように、勾配は宅内側にに向けて整地する
- ※ 側溝側溝蓋は厚さを生じないように設置する
- ※ 田中しゅべ儿表記は、JIS基準による標準表示
- ※ 協議の対象は最終地権者から一次放流先までの
- ※ 電柱を位置指定道路内に設置しない
- ※ 積雪の調査調査は、位置指定道路に影響するものを対象とする、
- ※ 他の調整は設計者の判断による
- ※ 開発区域内外における法外水路については、構造の両者合意対象とする、
- ※ 排水の同意に関しては、管理者と十分に協議を行うこと
- ※ 開発区域に協議して本宅開発区域の完了公告日から1年以内、1年以内
- ※ 本開発区域を行う場合及び本開発区域内外の公共施設を調整する場合は、運営指導課と協議すること

電柱案

赤は新設
黒は既設

記号	名称
	電柱
	支線
	支柱
	電線
	引込線

#6S1、#6S2、#6N1S擁壁から15cmずつ開けて建柱

※土地購入後の電柱移設等の申出には対応できません。
※3号地は電柱側に引込受け点が来るようにお願い致します。

開	號	許	可
年	月	日	

用	令和
---	----

年

1



申 謂 者

ヴァレリ株式会社
代表取締役 三宅 正高

作者	成	者
佳所	氏	名

高松市三谷町一八九一番地四
土地家屋調査士
多田 幸広